

海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改定案に関する意見募集の結果について

令和5年1月20日
神戸運輸監理部

神戸運輸監理部では、令和4年12月2日から令和5年1月13日までの間、海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改定案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、1件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する神戸運輸監理部の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和4年12月2日（金）から令和5年1月13日（金）
- ②周知方法：神戸運輸監理部ホームページに掲載
- ③意見提出方法：電子メール、郵送およびFAX

2. 意見数

提出意見数 1件

3. お問い合わせ先

神戸運輸監理部海事振興部旅客課
TEL：078-321-3146

ご意見の内容および神戸運輸監理部の考え方

番号	ご意見の内容	神戸運輸監理部の考え方
1	この度の家島坊勢島のサービス基準一部改定案は、最低限維持すべき水準を下回り、離島住民の生活に必要な輸送力が確保されていないと思います。意見を申し上げさせていただきます。本来の家島坊勢島航路は旧家島町から続く住民間のコミュニティとしての移動であると思っています。利用者数の減少はあると思いますが10便を6便にするほどの減少は感じられません。しかし、先には家島高校の廃止もあり、高校生の利用減少は確実ですが、これは将来のことであり、今改定する理由と思えません。 家島坊勢島航路の需要は姫路家島間、姫路坊勢島間とは利用目的が異なるものと思っています。この度の一部改定案を検討されるには、単に家島坊勢島間を対象とするのではなく、姫路家島間、姫路坊勢島間とも相互密接に関係しているため全3航路のそれぞれの役割と便数を検討する必要があると思います。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 サービス基準は、一般旅客定期航路事業を営む者に対して、許可基準など通常の規制に加えて、当該区間において離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶輸送を確保するための一定の水準を設け、これを最低限の基準として運航することとなっています。 本改定案は、当該区間に係る離島その他の地域の関係自治体が地元関係者と十分な協議を行っており、必要最低限の海上運送サービスは確保されていると考えます。 その他いただいたご意見につきましては、今後の改定の参考にさせていただきます。

意見公募手続きの概要

案件番号	22-001
定めようとする命令等の題名	海上運送法第4条第6号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改定案
根拠法令項	海上運送法第4条第6号
行政手続法に基づく手続であるか否か	行政手続法に基づく手続
所管府省・部局名等（問合せ先）	神戸運輸監理部海事振興部旅客課 078-321-3146
命令簿等の交付日・決定日	令和5年1月20日
結果の公示日	令和5年1月20日
意見公募時の案の公示日	令和4年12月2日
意見・情報受付締切日	令和5年1月13日